

価格非考慮型プロポーザル方式審査基準

第1 目的

この基準は、プロポーザル方式により業者を特定する場合の審査方法等について、立川市プロポーザル方式による契約事務運用ガイドライン（平成19年10月1日市長決定）その他別に定めるもののほか、必要な事項を定めることを目的とする。

第2 審査方式

審査方式は、価格非考慮型とする。

第3 審査方法

審査方法は、次の各項に定めるところによる。

1 選定評価基準の策定

選定評価基準は、別表に掲げる業者を選定するための選定評価基準（参考）に基づき策定するものとする。

2 審査

- (1) 審査は、1次選考と2次選考により行う。ただし、1次選考と2次選考を同時に実施することができる。
- (2) 有効参加者数が1者以上あれば、審査を実施できる。
- (3) 審査結果等を確認し、必要と認めた場合は、受託候補者を特定しないと判断することができる。

3 1次選考

書類審査において技術点のみの審査を行い、3者程度選出する。このとき、選考にあたって必要な事項は、次のとおりとする。

- (1) 点数は、100点満点とする。
- (2) 提案見積額が予定価格を越えていないかどうか確認する。このとき、予定価格を越えていた場合は、選考することができないものとする。

4 2次選考

提案書等のヒアリング、プレゼンテーション審査を行い、技術点を含めて総合的に審査し、受託候補者を1者特定する。このとき、選考にあたって必要な事項

は、次のとおりとする。

- (1) 1次選考の結果を2次選考に反映するものとする。ただし、ヒアリング、プレゼンテーション審査の点数と合計して100点満点とする。
- (2) 受託候補者は、2次選考の審査結果が第1順位のものとする。

附 則

この基準は、平成27年4月1日から施行する。

別表（第3関係） 業者を選定するための選定評価基準（参考）

区分	審査項目	審査の視点	指 標
等 事業者規模・業務実績・業務体制	経営規模	経営規模の妥当性	資本金、売上高 等
	業務遂行力	業務遂行体制の妥当性	企業の技術者数 等
	業務執行技術力	当該業務を遂行するために必要な知識・経験	同種・類似業務の実績、資格及び専門分野の適切性 等
	実施体制	適切な業務を提供できる実施体制か	担当者数、担当者の配置、構成 等
	担当者審査	担当者の経験や実績等	経験年数、実績、当該業務に関連した資格、学識経験 等
実施方針・提案内容等	提案内容の的確性	業務の実施基準は妥当か	実施フロー又は工程表等の的確性
		検討項目の内容は具体的で量も妥当か	主要検討事項の把握度及び具体性
		独創性かつ実現性があるか	独創性・実現性
		実施手法は的確であるか	業務手法の妥当性
	資料調達力	資料等が分かり易いか、誤字脱字が少ないか	資料の正確性
業務の理解度	業務の理解度は十分か	業務実施方針、提案内容等の的確性	
ヒアリング・プレゼン	特定テーマに対する取組み姿勢 ※テーマ毎に設定する	特定テーマ（環境、安全、景観、合意形成等）に対する取組み姿勢が明確かつ適切か	取組姿勢の明確性、付随・関連業務への適切な対応度
	説得力	説明に説得力があるか	説得力、論理性
	取組み姿勢	質問への対応等に関して積極的に取組む意欲を感じられるか	業務への意欲、積極性

※ 上記内容を参考に、発注業務に適した審査項目を加除修正し、各項目ごとに点数配分を設定する。なお、技術点の配点は、1次選考においては、100点満点とする。また、2次選考においても100点満点とする。